

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アーバンライクと称し、英文では、URBAN Like INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事及び設備工事
2. 宅地建物取引業
3. 不動産の所有、賃貸、管理及び運用
4. 建設物の設計及び工事管理
5. 旅館業
6. 損害保険代理業
7. 木材・建築資材・木材製品・家具等の販売及び輸出入
8. 木材・建築資材・木材製品・家具等の販売及び輸出入の代理店業
9. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を熊本県荒尾市万田 1 5 9 7 番地 2 に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(公告)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲

載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800,000株とする。

(基準日)

第7条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第9条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(代理人)

第17条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社は、取締役8名以内を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議によって、取締役社長を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締

役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席してその過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は3名以内とする。

(選任の方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第6章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第41条 当社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

2 前項の剰余金の配当は、その支払い提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。

3 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって毎年4月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。